

〈原著論文〉

日本におけるフリースクールの歴史と活動に関する質的研究

Qualitative study on the history and activity of alternative schools in Japan

斎藤 富由起¹, 吉森 丹衣子²

要旨

フリースクールとは、公的な制度上の学校の枠組みを超えて、自由な教育活動を志向する教育団体を指す。歴史的には、イギリスの新教育運動の影響を受け発展したグループと、長期欠席の子どもの居場所として発展したグループがある。日本においては、主に長期欠席の子どもの居場所として発展し、そこから独自の発展を遂げている団体と、海外のオルタナティブ教育施設との交流を持ちながら発展している団体に大別される(斎藤, 2016)。本研究では、教育機会確保法の成立交渉を経て、フリースクールと行政との関係について「対立期から対話期へ」の移行があると仮説の検証が行われた。半構造化面接の結果、仮説は支持されるとともに、新しい貧困型不登校(複合不登校)への対策と、地域活動への参加が今後のフリースクールの展開で重視される可能性が議論された。

キーワード：不登校、フリースクール、子どもの貧困、コミュニティアプローチ、ネットワーク
refusal to attend school, alternative school, poverty of children,
community approach, network

1. 問題提起

1-1. 不登校の分類

1998年以降、文部科学省によると、不登校とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されている。文部科学省の初等中等教育局児童生徒課(2015)の調査によると、平成24年度までは減少傾向であったが、平成25年度以降は上昇傾向を示している。平成26年度の不登校児童生徒の割合は、小学校では225人に1人、中学校では36人に1人であった。

不登校の背景要因は、従来では小泉による分類(1973)を基礎におこなわれてきた。この分類はその後の文部科学省の分類の基礎になっており、不登校への対策として登校刺激をかけてよいグループとかけてはいけないグループを弁別した点においては、今日においても重要な指摘となっている。

小泉(1973)の不登校の分類は大きく5つに分けられる。第一は「神経症的登校拒否」である。

神経症的登校拒否には2種類のタイプに分かれる。優等生の息切れタイプと甘やかされたタイプである。前者は、親からの心理的独立の失敗や自己内の葛藤に起因する場合が多い。後者は、社会的情緒的に未成熟で、困難や失敗を避けて安全な家庭内に逃避する場合である。第二は「精神障害によるもの」である。これは統合失調症、うつ病、神経症などの発病の結果として、登校拒否を起こすものである。

第三の「怠学傾向」は、さらに2種類のタイプに分けられる。一方は学習意欲が乏しく、教師や親に言われて投稿するが長続きしない無気力傾向タイプである。もう一方は、学校や家庭に適応できず、非行グループに属し、学校に来ない非行傾向タイプである。第四は「積極的・意図的登校拒否」と言われる。これは自分の意図する方向性を選択して、積極的に学校を離脱するタイプである。

第五の「一過性の登校拒否」は、転校・病気その他の客観的に明らかな原因が存在し、それが解消すれば登校可能になるタイプである。

以上のように小泉の分類(1973)は、その後の文部科学省の分類や各学校で行われている不登校

1 Fuyuki SAITO

千里金蘭大学 生活科学部 児童教育学科

受理日：2017年9月8日

2 Taeko YOSHIMORI

法政大学大学院 人間社会研究科

査読付

実態調査における分類にも影響を与えており、現在の不登校理解に重要な視点を提供している。ただし、今日的な見解からは、おそらく「優等生の息切れタイプ」などの表現はなされないだろう。また、発達障害の二次障害タイプなどが注目される可能性が高いと考えられる。

小泉による不登校の類型化以降、さまざまな不登校の類型化や原因説が主張されてきたが、現在までに単一の決定的な要因は見出せず、「不登校は誰にでも起こりうる」（文部科学省，1992）と理解されている。

1-2. 不登校に対する対応

不登校に対する現在の対応は原則的に「アセスメント、(狭義の)対応、連携」という流れで行われる（吉森，2016）。

不登校支援におけるアセスメントでは、不登校に至った原因と、子どものパーソナリティや発達障害、精神疾患の可能性に関するアセスメントを行う。近年は発達障害による二次障害として不登校になる事例も存在するため、特に知能検査を中心とした子どもへのアセスメントが注目されている。「対応」においては、担任教諭のみならず、スクールカウンセラーの導入や、校内委員会の設置等による「チーム」での連携的な支援が、現在では一般的となっている。

一方、不登校の防止については、守谷ら（2008）と斎藤ら（2008）が、学校適応度と居場所に関する調査を行っている。これらによると、学校に登校している児童生徒の中にも適応度の低い児童生徒がおり、こうした児童生徒の特徴には「居場所がない」と答える者が多く、学校、家庭、地域の連携による協働的な居場所の構築が期待されている（斎藤，2012）。

1-3. オルタナティブスクールとしてのフリースクール

フリースクールとは、公的な制度上の学校の枠組みを超えて、自由な教育活動を志向する教育団体または私塾を指す。歴史的には、イギリスの新教育運動の影響を受け発展したグループと、長期欠席の子どもの居場所として発展したグループがある。日本においては、主に長期欠席の子どもの居場所として発展し、そこから独自の発展を遂げている団体と、サドベリースクールなどの海外のオルタナティブ教育施設との交流を持ちながら発

展している団体に大別される（斎藤，2016）。

さらに斎藤（2016）によると、フリースクールを知るためには、1970年代当時の受験競争と不登校への抑圧的なまなざしを理解する必要があると指摘している。1970年から80年代、受験競争を背景として「学校には行くものだ」という観念は強い負荷となっており、子どもは学校を休みたくても休めない状態にあった。こうした時代状況のなかで公立学校を長期欠席するのは精神疾患か養育の歪みの結果のように言われることも珍しくなかった。この時、特に問題になったのは「偏差値によるモノサシが唯一の価値観となっていること」であった（本多，1989）。

こうした状況下で精神的に疲弊し、学校を拒否する子どもが現れることは決して不思議ではない。例えば、日本の代表的なフリースクールである東京シューレは1985年にこうした子どもたちの学習権と人権、そして自己肯定感を守り、育むために誕生している。

フリースクールが設立期に持っていた文部科学省との対立が薄まったとしても、フリースクールが提起した論点がなくなったわけではない。以下では、フリースクールに関する論点を整理する。

森田（2008）は、法人格をもたず行政機関と連携する小規模フリースクールを対象に、スタッフと生徒が行う日常的実践という観点から、現代日本社会におけるフリースクール像について再考している。その結果、「理念のなさ」を特徴とし、制度上・財政上きわめて不安定な状態にある小規模フリースクールは、子どもたちの多様なニーズに柔軟にこたえつつ、「仲間」作りという自らの教育活動を継続していくための、日常的な生活実践の結果だったと考察している。つまり、このような日常的実践を通して、既存の学校に通わない子どもたちに対し開放的な場を保障するフリースクールが、「見落とされているフリースクール」と考えられる。

本山（2011）は、民間のフリースクールと教育委員会によって設置運営されている教育支援センター（適応指導教室）の設置状況を都道府県・市区町村レベルの概算値で求めた。また、フリースクールの全国組織による調査結果を用いてフリースクールの運営状況を検討した。その結果、フリースクールと教育支援センター（適応指導教室）がそれぞれ436カ所、1257カ所設置されており、201の市区町村ではフリースクールと教育支援セン

ター（適応指導教室）の両方が設置されていることを明らかにした。本山（2011）は、これらの不登校児童生徒に対する教育サービスの提供主体の分布は教育行政による不登校対策に影響を与えることが考えられるとしており、また、フリースクールの運営状況については約半数のフリースクールにおいて年間収支差額が赤字となっていて、一般的なNPO同様厳しい運営状況にあることを指摘している。

土方（2011）は、フリースクールの公教育化が不登校に与える影響を検討した。そこで土方（2011）は、公教育とフリースクールがそれぞれ教育の「多様化」と「選択」の必要性を重視していることを踏まえ、両者が示す「多様化」と「選択」の相違点を分析した。その結果、フリースクールの公教育化は不登校支援の新しい方向性であり、近代学校制度を問う性質があることを指摘している。

滝口（2013）は不登校になり、フリースクールに通っている子どもへのインタビューを実施した。その結果、子どもは、フリースクールの「一緒にされたくない場、学校機能を代替できる場、精神的なよりどころ多様性のある場、コミュニケーションの／による学びの場、認識の相対化が生じる場、家族との会話のネタ、ぬるま湯、動機づけを得られる場、いずれ出て行かねばならない場」と認識していた。特にフリースクールの「おしゃべり」の介在・作用が注目され、その前提として、フリースクールが「多様性のある場、コミュニケーションの／による学びの場、認識の相対化が生じる場、動機づけを得られる場」であることが重要とされた。

藤村（2015）は、調査対象となるフリースクールへのフィールドワーク、またはスタッフや子どもへのインタビューを通して、フリースクールが学校制度に取り込まれることによって、どのようなジレンマが生じているのかを分析した。その結果、従来のフリースクールが志向してきたものが、学校制度に取り込まれることによって、現実に立ち行かなくなっている点を指摘している。また田中（2016）は、日本における「フリースクール」の概念が曖昧で、しばしば濫用されてきたとして、日本における「フリースクール」概念が普及する過程とその問題点を検討し、「フリースクール」概念の整理を試みている。

以上のようにまとめると、フリースクールが日本に導入され、展開してきた背景と概念の整理、そしてフリースクールが持つ「場の機能」に関す

る論点が中心となって研究が展開している（e.g., 吉井, 1999; 藤田, 2002; 田中, 2002; 吉田, 2004; 庄司, 2013）

1-4. フリースクールをめぐる法律

平成27年5月に提起された「(多様な)教育機会確保法案」(以下、教育機会確保法)をめぐる、不登校・フリースクール関係者からは賛成・反対・慎重審議などの意見が出されている。

この法案は当初、フリースクールを義務教育の学びのひとつとして公認するという論旨であった。この成立をめぐる、フリースクールの運営団体と教育行政が議論を重ねてきた。

こうした状況を受け南出（2016）は、法案に対し多様な意見が出てくること自体は、よりよい制度・政策を考えていく上で望ましいが、実情としては議論の土台がすれ違ったままに、両者が互いを批判し合うという不毛な対立がおきていると指摘している。これまでともに不登校・フリースクール問題に向き合ってきた人びとが分断され、極端な対立構図がつくり出されてしまい、不登校問題の解決に向けた実践運動を停滞させるだけでなく、子どもへの支援においても悪影響が生じかねない。さらには、上からの統制的な介入を呼び込んでしまう危うさも想定される。

そうした懸念に対して南出（2016）は、制度・政策化に伴う運動の分裂という構図は、この法案に限らず、社会運動と制度・政策との間でたびたび生じてきた問題とも主張している。

一方で、教育特区制度を利用したフリースクールも注目されている。王（2013）によると、不登校特区とは、不登校問題を解決するために教育特区制度を利用した活動である。フリースクールは教育特区制度を活用することにより、合法的な組織として補助金なども獲得でき、フリースクール時代の不登校問題や財政的な課題が解消されることが期待されている。

フリースクールとの関係でさまざまな法的論点が議論されている。その中で「教育機会確保法」は平成28年12月、議員立法として参院本会議にて可決、成立した。しかし可決時には、当初の内容は修正され、学校以外での多様な学びは認めるものの、児童生徒の状況に応じた情報提供や助言を促す内容に変更が施された。この事態について、毎日新聞は以下のように報道している。

教育機会確保法 成立

不登校の児童生徒を国や自治体が支援することを初めて明記した議員立法の教育機会確保法が7日、参院本会議で可決、成立した。当初はフリースクールなど学校以外での学習で義務教育を果たしたとする制度の創設を検討していたが、大幅に修正。学校以外での多様な学びの重要性は認めつつ、児童生徒の状況に応じた情報提供や助言を促す内容となった。

同法は「不登校の児童生徒」は、学校を相当の期間欠席しており、集団生活に関する心理的負担などで就学が困難な状況と定義した上で、休養や必要だと指摘。国や自治体に、児童生徒の状況の継続的な把握のほか、学校や支援施設の環境整備も求めた。小中学校に通うことができなかった人に対し、夜間中学校などの教育機会を確保することも盛り込んだ。付則で、施行後3年以内に、見直しを含めた必要な措置を講じるとしている。

(毎日新聞 2016年12月8日朝刊)

以上のようにまとめると、フリースクールの存在は近代学校教育制度を揺るがす先鋭的な問題を有してきた。そのため教育行政と対立する時期もあった(東京シュレ, 2000)。教育特区や教育の機会均等法の成立を経て、フリースクールと教育行政は対立期から変化が見受けられる(フリースクール全国ネットワーク・多様な学び保障法を実現する会, 2017)。両者の関係は対立期から対話期に移行したとの仮説が立てられる。

2. 目的

教育特区制度や多様な教育の機会確保法の成立を受け、フリースクールの在り方が文部科学省との関連であらためて問われている。両者の関係は対立期にあったが、法案の成立を受け、両者の関係は対話期に変化したとの仮説がたてられる。

そこで本研究では長期間(8年以上~26年以下)フリースクールを運営してきた団体の運営責任者に半構造化面接を行うことにより、国の教育行政とフリースクールの関係と、今後のフリースクールの展開を検証する。

3. 方法

(1) 調査協力者：関東および関西地方のフリースクール団体(26団体)の運営責任者。なお、

これらの中に大手塾企業が経営している団体は含まれていない。

(2) 半構造化面接項目：①従来の国の教育行政との関係性②教育機会確保法の成立前後で関係に変化はあったか③教育の機会確保法成立後のフリースクール運営の展開で重要なことの3点であった。面接時間は約1時間であった。面接で語られた内容はKJ法により集約された。

4. 結果

4-1. 従来の教育行政との関係

90%の団体が従来の教育行政との関係において対立期があったと回答していた。特に1980年代の不登校増加期に設立された団体では、ほぼ全ての代表者が教育行政と対立したエピソードを語った。その背景としては「過剰な受験競争」や「暗記中心の学力査定」、「偏差値による学校のカースト化」などが子どもの可能性を奪うという論旨であった。この点に関する語りを紹介する。

語り1. 過剰な受験競争

「今でも決してないとはいわないけれど、高校全入時代だし、少子化で大学にも行きやすいから、ずいぶんと子どもにかかる圧力は下がった面はある。当時は大手塾もたくさんあって、子どももたくさんいて、都心部では40人学級で一学年5クラスも珍しくなかった。そんな時代に受験で決まる学校が将来の幸福を決定するような幻想を抱かせてしまったんだね。受験戦士なんて言葉もあって、受験が失敗したら取り返しがつかない人生の失敗のように感じた子どももたくさんいたし、逆に変なエリート意識を持った子どもも出てしまった。大手塾のあるクラスで『偏差値40以下はアメーバ』っていう宣伝があって、今なら問題だと思うけど、笑い話でまかり通っていたのは忘れられない。

おかしいな表現かもしれないけど、当時、不登校になるって、今よりもずっと大変で、数も少ないし、親は混乱するし、下手をすると病気だと言われてしまったんだけど、幾人かの人たちが、そんな受験戦争に疑問を覚える子どもの方がむしろ普通じゃないかって言ってくれた。別に勉強が好きな子どもばかりじゃないんだよね。当たり前なんだけど。子どものやりたいことと知りたいことが、『受験で出ること』と同じな方

が例外なわけで、やりたいことと知りたいことが犠牲にされた教育の在り方が、『子どもの可能性を奪う』ってことだと思うよ」

語り2. 暗記中心の学力査定

「今は少し変わってきたように思いますが、当時の試験問題は落とすための問題が多くて、意味のない暗記や意味のない受験テクニックがたくさんありました。もちろん、ある程度の暗記は否定しませんが、当時の暗記中心という在り方は少し異常で、生活と無関係な意味の羅列が多く、やっけても『これが人生と何の関係があるのだろう』と。そういう暗記も必要だと思いますが、それがあまりに多く、あまりに長期間そればかりやっていると、本来、私は何が知りたかったんだろうという自然な好奇心や、私は何になりたいんだろうという将来の関心事が、自分でもなんだかわからなくなってくる。可能性を奪うってことは、ひらたくいうと、自分がどんな人で、何になりたいのかって『自分』を失っていくことじゃないかと。当時は日本中がそういう雰囲気だったから、そういう勉強も当たり前で、疑問を感じたら負けか逃げみたいなこともあって。

偏差値は高い方だったんです。でも、中学のとき、将来、ある自営業になりたいって言ったら、もったいないとか、やめなさいと先生から言われたことは忘れられません。だから私は学校に行けなくなったんだと今は思うけど、当時はそんなこと表現できるわけがなくて、なぜ学校に行かないのという質問から逃げるために部屋にこもった時期もありました。その部屋が今のフリースクールの始まりだと思っています」

語り3. 偏差値による学校のカースト化

「くだらない話なんだけど、進学校に行かないと有名大学に入れない。有名大学に入れないと、良い企業に就職できない。就職してしまえば、終身雇用だから死ぬまで安泰で幸せだってわけ。逆に言えば、進学校にいければ、将来も幸せなんだと。だから少しでも偏差値の高い学校に進学させたいわけ。親も必死で、『ママたちの受験戦争』みたいな番組も多かったよ。今でもそういう親がいるんじゃないかな。偏差値で全ての学校がカースト化されてさ。学校のランキングが発表されているんだよ。今でもあるけど、そ

れが持つ重さが違うわけ。ある学校の子が口を極めて偏差値の低い学校の子を馬鹿にしていたわけ。でも、その子たちはついこの間まで一緒に遊んでいたんだよ。

少し考えたら、偏差値のわずかな差なんて誤差みたいなものだし、その時代の優良企業で今は倒産してしまった企業もたくさんある。日本全体が成長神話に浸っていたんだと思う。ずっと成長していく。あの有名企業が倒産することなんてありえない。努力すれば企業は成長し続ける。そんな神話の中にいたから、学校が将来を決定するって話が説得力を持ってしまったんだよね。子どもは泣いているんだけど、深夜まで親が付き添って怖い顔して勉強をさせている。親の気持ちは今頑張れば将来幸せになるんだからって。将来のために今を犠牲にさせていたんだね。過剰に。もちろん今でもある話なんだけど、昔の方がもっと露骨だったかな。偏差値なんて人格のありようとは関係ないんだけどね。いじめなんかも、こういう差別意識の表れてることもあるんじゃないかな」

以上のような語りを整理すると、全体として緩和された部分はあるが、フリースクールの運営者においては、今もそれらの問題意識は継続している。すなわち、現行の教育行政を批判するまなざしは維持されている。その一方で、現在の関係の在り方については変化の兆しも見えている。

4-2. 教育機会確保法の成立前後の関係の変化

98%の運営者が現行の教育の機会確保法が不十分な内容であることを指摘していた。ただし、それらを通じ、教育行政との関係の在り方に変化の兆しが見られたと回答した運営者は80%におよんだ。以下、その語りを紹介する。

語り4. 関係の変化①

「うちは比較的あとからできたフリースクールで、僕自身、不登校経験者なんですけど、しにせのフリースクールとはちょっと感覚が違うところもあるんです。わかってないと批判されることもあるんですけど、僕たちはあまり今の学校と対立していないし、法律も上手に利用できたらいいと思ってます。適応指導教室に行きたいけど、同じ学校の子がいるのがいやで、僕らを利用してくれる子もいます。この子たちは学級

復帰を考えていますが、それは別に否定できないし、適応指導教室とフリースクールを行ったりきたりして、つまり曖昧ですよ。一時避難場所みたいに利用する子もいれば、本当に今の学校がイヤで、別の学びを求めている子もいる。強制は一切していないので、子どもたちなりの動機を持って少しでも楽しく通ってきてくれればいいなと思います。

法律によってというか、校長にフリースクールの出席を公的に認めてもらうには先生が見学に来ることが多いんですよ。そうすると話をするじゃないですか。変な先生もいるけど、良い先生もいて、そういう草の根の交流が関係を改善するんだと思います。イヤな先生もまだ多いです。ある自治体では絶対にフリースクールへの出席を認めないという話も聞きました。逆にそういう自治体の方が今は珍しいんじゃないかな」

語り5. 関係の変化②

「確かに対立期はあって、激しかったです。子どもや家族にとっては実存がかかっていますからね。それこそ一歩も引けないんですよ。一方で今回の法案は不十分な内容で不満も多いけれど、それでも法案の成立過程をみると、行政もほんの少し変化していると感じます。融和期という言葉は言い過ぎだから、『対立期から対話期に入った』とは言えるかもしれない。対話には決裂の可能性も含まれているんだけど」

語り6. 関係の変化③

「一切、妥協はないんですよ。右傾化した行政の考えもありますしね。市民社会の観点から気を抜けないし、悪化している部分が多い。油断できないですよ。

法案は権利の拡大や獲得の過程だと思っています。子どもの権利条約などがあり、人間の当然認められる権利がいろいろな闘いを経て拡大している。その過程で今回の法案があり、不十分な形なので、より優れたものにしようと考え。だから、対立はずっとあると思います。対立の中で獲得された権利の拡大を、融和とか対話とか言っているのかなと。現状はそんなに甘くないですよ。

もし変化があるとすれば、以前より団体が増えたことは、単純だけど大きな変化だと思いま

す。不登校の子どもたちの自助努力を経て、居場所が増えたのは事実だし、かつての不登校の子どもが親になって、社会を支えるときにこういう活動に加わったりしてね。活動が継続している。小さくともね、市民社会として不登校理解に成熟がないとは思ってないんです。それは認める。その意味なら行政との対話もある。ただ、あくまでも主体は市民。行政じゃない。そこが譲れない点だけ」

以上のように語りを整理すると、法案成立の過程を通じ、教育行政に対する警戒心は維持しつつも、変化ないしは変化の兆しが指摘されている。少なくとも全く妥協点のない言説ではない。明確な対立期から、緊張を含んだ対話期へという教育行政とフリースクールの新たな関係性が生まれつつある。

4-3. 教育の機会確保法成立後のフリースクール運営のポイント

運営のポイントについては学習・就労支援(45%)、地域活動への参加(43%)の回答が上位を占めた。学習・就労支援の背景には貧困問題が語られているケースが多数見られた(86%)。

語り7. 貧困とフリースクール①

「営利団体とは少し違うけど、運営費は必要です。でも、最近の不登校の中には貧困問題が背景にある子がいます。この場合、支払いができなくなったから、君は来られなくなるよというわけには絶対にかないんです。その一方で現実の運営の問題もあります。子ども食堂などで語られていますが、貧困は学力格差の問題や就労格差の問題とも結びついていて、さらに家族や個人のメンタルにも影響を与えて、複合的でネガティブな状態を作り出します。

考えてみますと、日本の不登校は経済成長神話の中で生まれていて、可能性や主体性の搾取という形で進行していたように思います。だから、可能性や主体の回復という形の臨床心理が関係してきて、心の問題として語られる文脈が多かった。でも、今、経済成長のような神話は現実として通用しないし、将来像への説得力もない。現実には貧困があり、子どもたちの疲弊があり、学力の差があり、学校ストレスがある。この現実を考えると、心理的なアプローチだけじゃな

く、福祉的なアプローチも必要。僕たちのようなコミュニティのアプローチも必要。そしてその意味でネットワーク化された支援的団体と行政との関係作りも必要だと思います。それがフリースクールと行政の新しい関係になるかもしれないです」

語り8. 貧困とフリースクール②

「貧困がベースで不登校になる例と、ネグレクトなどがベースで不登校になる例が増えてるように感じます。この関係は表裏一体の関係だと思いますが、保護者というか家庭というか、地域も学校も、かつてはもっとあったような『余裕』がなくなってきたように感じます。日本は意外に貧困型の不登校の研究が、貧困そのものの研究になっていて、生活保護や公的扶助の話になっていきます。それももちろん必要ですが、貧困もまた単一原因ではない、グレーなケースが多いと思います。例えば、一人親家庭で保護者がうつ病で長期的に働けない。帰宅後の家事は難しい。だからといって、生活保護を受けるほどではない。ご飯が抜かされ、私立への高校進学は言い出しづらい。疲労感と空腹で学校への足は遠く。友だちたちの一部は朗らかに将来像を語るけれど、自分は複雑な不安を抑圧していて、言葉にならない不登校が生じる。こういうグレーなケースも増えています。この家庭にちょっと気をつかってもらえるご近所さんがいればまた話は違うのですが、そういうネットワークが地域の中でも希薄になってきている。そんなグレーなケースが増えました。複合不況という言葉がありました。まるで複合不登校のような状態です」

語り9. 地域活動への参加

「正確にはわからないのですが、歴史的に不登校の子はどちらかというとインドアで、室内での活動が多かったように思います。私の体験でもそうでしたし。でも、今はたくさんのNPO法人が活動していて、地域活動にフリースクールやフリースペースが参加する機会も増えてきました。そういう意味では、地域活動は不登校の子どもにとって居場所なんですよ。地域のおじさん、おばさんとの関係から子どもたちが学ぶことは本当に多いです。カウンセラーとはまた違う第三者的な人間関係が彼らに大切なこ

とは事実です。一方でこころないまなごしの人もいて、衝突することもあります。それらを乗り越えても、地域活動への参加は目指したいところです。フリースクールは地域活動への参加の仕組みを考えるとときに来ていると思います」

以上のようにフリースクール運営者の「語り」を整理すると、貧困問題を通じて不登校の内容の一部がさらに複合化している可能性が示唆されており、それに対応するために心理、福祉、コミュニティ、行政がそれぞれネットワークとして連携する必要性が指摘されている。本研究では、貧困を含めた社会的要因、家族要因、個人要因がそれぞれ登校回避に影響を与え合うタイプの不登校を複合不登校または複合型不登校と呼ぶ。それは単一要因や複数要因の単純加算ではない不登校の実態を表現しうる概念と考えられる。

また、新たなフリースクールの課題として地域活動への参加が模索されていたことにも留意したい。これには地域のNPOとの連携だけでなく、基礎自治体主催の活動への参加も含まれている。地域参加の仕組み作りが求められるだろう。

5. 考察

1980年代以降、フリースクールの登場が先鋭的に投げかけた諸問題は現在でも決して色あせていない。「学校は本当に子どもの可能性を広げる組織なのか。むしろ子どもの可能性を画一化し、抑圧する装置なのではないか」、「一部の子どもが生きるか死ぬかの実存的危機にまで追い込まれているのに、学校は子どもの人権を無視して体面を維持しようとしていないか」などは、脱学校社会論(Illich, 1971)とあいまって、現在でも学校における子どもの人権上の論点である。本研究の結果もそれを裏付けており、フリースクールの運営者が教育行政に持つ警戒的なまなごしは決して解かれていない。

一方、教育機会確保法の成立を巡り、明確な対立から少なくとも一部の対話が生じてきたことも事実であり、その意味では「対立期から対話期」への移行は支持されたと言える。ただし、何が主体で移行が行われたのかにはさらに精査する必要がある。

今後のフリースクールの課題に関しては新たな貧困型不登校が登場しており、本論文では複合不

登校として概念化した。これに対しては福祉、心理、コミュニティやNPO、行政などがネットワークを形成し、全体として解決に当たる必要があり、その組織化を巡って新たな仕組み作りが求められる。また地域活動への参加を重視するフリースクールが増加している可能性が示唆された。先の貧困型不登校の増加を考慮すると、今後のフリースクールの展開の中心は地域活動との相互連携の可能性があり、ここに行政が関係してくる可能性がある。

従来のフリースクールは教育行政と緊張関係を保ってきた。その傾向は継続されると思われる。しかしフリースクールは地域活動への参加と連携を通じ、複数の行政窓口と関係を持つ可能性が高い。フリースクールと行政の緊張関係は一部維持されていくだろう。この点はフリースクールの歴史的な不変項かもしれない。またその緊張関係こそがフリースクールの健全さを示している可能性も否定できない。いかなる行政も常に不完全であり、抑圧性が全く存在しない状態はありえないからである。しかし、教育機会確保法前後の文脈から「対立期から対話期への静かな移行」も見受けられる。この流れから、やがてフリースクールと行政との「対話期から連携期」への試みが模索されていくだろう。今後もフリースクールの現代的な展開のフィールドワークが求められる。

引用文献

- 藤村晃成 (2015) 学校制度に取り込まれたフリースクール 学校制度に取り込まれたフリースクール 日本教育社会学会大会発表要旨集録 (67), 42-43.
- 藤田智之 (2002) フリースクールの類型化と問題点 佛教大學大学院紀要 30, 93-107.
- フリースクール全国ネットワーク・多様な学び保障法を実現する会 (2017) 教育機会確保法の誕生—子どもが安心して学び育つ— 東京シュール出版.
- 土方由紀子 (2011) フリースクールの公教育化についての検討:「多様化」言説の陥穽 奈良女子大学社会学論集 18, 197-211.
- Illich, I (1971) Deschooling Society Calder Publications Ltd.
- 小泉英二 (1973) 『登校拒否—その心理と治療』学事出版.
- 文部科学省 (1992) 学校不適応対策調査研究協力

- 者会議報告 文部科学省.
- 南出吉祥 (2016) フリースクールの位置づけをめぐる教育実践運動の課題 (特集 争点: 多様な学び保障) 〈教育と社会〉研究(26), 77-89.
- 森田次朗 (2008) 現代日本社会におけるフリースクール像再考:京都市フリースクールAの日常の実践から ソシオロジ 53 (2), 125-141.
- 守谷賢二 (2008) 「学校適応度からみたスクールカウンセリング室の利用状況」『第50回日本教育心理学会大会発表論文集』444頁.
- 本山 敬祐 (2011) 日本におけるフリースクール・教育支援センター (適応指導教室) の設置運営状況 東北大学大学院教育学研究科研究年報 60 (1), 15-34.
- 王美玲 (2013) フリースクールの転換と不登校特区のカリキュラム やまぐち地域社会研究(11), 15-26.
- 斎藤富由起 (2008) 「登校児童における学校適応度の割合と居場所の関連性」『第50回日本教育心理学会大会発表論文集』443頁.
- 斎藤富由起 (2012) 児童期思春期の特別支援教育とSSTの原理 児童期思春期のSST—特別支援教育編— 三恵社, 12-34.
- 斎藤富由起 (2016) フリースクール 斎藤富由起・守谷賢二 (編) 『教育相談の最前線—歴史・理論・実践』八千代出版.
- 庄司証 (2013) 発達障がいのある生徒に対する支援機関としてのフリースクール: Chefoo International Christian School における中学校卒業後の生徒の場合 学校教育学会誌 18, 37-44.
- 初等中等教育局児童生徒課 (2015) 『平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』について」文部科学省.
- 田中圭治郎 (2002) フリースクールの課題と学校の役割 教育学部論集13,85-100.
- 田中佑弥 (2016) 日本における「フリースクール」概念に関する考察:意識としての「フリースクール」とその濫用 臨床教育学論集(8), 23-39.
- 東京シュール (2000) フリースクールとはなにか—子どもが創る・子どもと創る— 教育資料史料出版会.
- 本多勝一 (1989) 『子供たちの復讐』朝日文庫.
- 吉田重和 (2004) 複線化する日本におけるフリースクールとメインストリームとの関係性:イギリスタイプからオランダタイプへ 早稲田大学大学院教育学研究科紀要. 別冊 12(1), 203-213.

- 吉井健治（1999）不登校を対象とするフリースクールの役割と意義 社会関係研究, 5(1/2), 83-104.
- 吉森丹衣子（2016）不登校 斎藤富由起・守谷賢二（編）『教育相談の最前線—歴史・理論・実践』八千代出版.

